

# ①ホルムアルデヒド対策

## ●ホルムアルデヒド対策の程度を示す「等級」が変わりました。

建築基準法が改正され、ホルムアルデヒドの発散量の多い建材（E<sub>2</sub>・Fc<sub>2</sub>など）は居室の内装に使えなくなり、また、JISやJASが改正され、E<sub>0</sub>・Fc<sub>0</sub>という表記がF☆☆☆と変更されるとともに、新たに発散量が極めて少ないF☆☆☆☆が位置付けられ、これに対応するため以下の改正を行いました。

### 【旧】

等級4(E<sub>0</sub>・Fc<sub>0</sub>)

等級3(E<sub>1</sub>・Fc<sub>1</sub>)

等級2(E<sub>2</sub>・Fc<sub>2</sub>)

等級1(その他)

※Ex:JIS Fcx:JAS

### 【新】

等級3(F☆☆☆☆)

等級2(F☆☆☆・第3種建材)

等級1(F☆☆・第2種建材)

×(使用禁止)

×(使用禁止)

※F☆:JIS・JAS共通

なお、これまでの等級4(E<sub>0</sub>・Fc<sub>0</sub>)は、新しい基準では等級2(F☆☆☆)に、等級3(E<sub>1</sub>・Fc<sub>1</sub>)は等級1(F☆☆)に相当することとなるため、いつの時点の基準によって評価されたものであるかを確認することが必要です。

## ●評価の対象となる建材が追加されました。

これまでの合板やパーティクルボードなどの木質系の建材に加え、壁紙、塗料、接着剤、断熱材等についても評価対象になりました。(評価対象となる建材の種類は建築基準法と同じです。)

## ●天井裏等についても評価します。

評価の対象となる住宅の部分は、内装だけでなく、天井裏等についても評価することとなりました。内装は等級1～3、天井裏等は等級2又は3と評価・表示されます。(評価対象となる内装や天井裏等は建築基準法と同じです。天井裏等に換気等の措置がある場合には天井裏等の等級の表示はありません。)

快適で健康的な住宅で暮らすためには  
建材の等級も  
しっかり確かめることが  
大切なんですね!

